

# 「子ども・子育て関連法 **新システム**」実施を許せば、 子どもの育ちに格差が持ち込まれる

公立保育所はどうなる？

## 公立保育所の運営はすべて市町村負担

公立保育所以外の施設は、消費税を財源とする給付を受給できますが、公立保育所にかかる経費だけはすべて市町村負担（地方交付税で措置）としています。公立保育所が、認定こども園等に変われば市町村の負担が軽減される仕組みです。関連法の実施を許さず、市町村に対して保育実施義務を守らせることが大事です。

## 公立保育所の民営化（営利法人を含む）に道を開く「公私連携型保育所」

児童福祉法の改正で、「公私連携型保育所」という新たな形態が明記されました。これは、市町村と協定を結んだ「公私連携法人」（営利法人を含む）に対して、公立保育所の施設を「無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡できる」としたものです。

公立の幼保連携型認定こども園も「公私連携法人」に譲渡できる「公私連携型認定こども園」という仕組みもつくられました。（営利法人は不可）

新たな民営化の手法としてこれらの仕組みが活用されることがないよう、児童福祉法24条を活用して自治体に働きかけることが求められます。

## 今こそ公立保育所の役割発揮を

市町村には、児童福祉法24条5・6項により、養育困難な子どもや虐待の恐れがある子どもを施設に入所させる義務が発生します。公立保育所はこれまで、困難を抱える子どもの育ちを保障する役割を担ってきました。児童福祉法24条1項を最大限活用して、保育を必要とするすべての子どもに保育を保障させる施設として公立保育所を守り発展させる運動を強めなければなりません。

## 児童福祉法24条市町村「保育実施義務」をめぐるたたかい

児童福祉法24条1項の市町村「保育実施義務」は、私たちの運動で存続させることができました。その一方で、市町村が24条2項で、認定こども園や小規模保育などでの保育を確保するための仕組みが持ち込まれています。また、市町村は私立保育所に委託費を払うことにより「保育実施義務」を果たすとされています。

認定こども園や小規模保育などは、施設との直接契約になるため、入所の責任は利用者（保護者）に委ねられます。市町村責任と個人責任の相反する仕組みが持ち込まれる中で、24条1項を最大限活用して市町村保育実施義務を果たさせることが求められています。

## 介護保険と同じ仕組み？「要保育度認定」が保育に

新制度では、保護者の申請を市町村が認定基準（保育の必要性、緊急性、長・短時間利用の区分など）に基づいて、「要保育度認定」を行います。介護保険の要介護度認定と同じ仕組みで、従来の施設への運営費の交付から個人給付へと仕組みが変わることによるものです。認定こども園、幼稚園、保育所は「施設型給付」、小規模保育等には「地域型保育給付」となります。

## 児童福祉法24条1項を最大限に生かして、市町村の保育実施義務を果たさせよう

### 待機児童の解消進まず、過疎地から保育所が消えることも

当初、新システムの目的とされた待機児童の解消は、認可保育所数の目標設定や財源対策が行われていないため期待できません。都市部の待機児童解消は、小規模保育などに委ねられることとなります。過疎地では、厳しい自治体財政事情により、家庭福祉員や小規模保育施設などを活用して保育所を減らすことが危惧されます。

### 親の所得で入所できる施設に格差が

保育料は、現行制度の水準と応能負担を基本に今後検討するとしています。しかし、認定時間を超える時間の料金や教材費、オプション利用料などを別途徴収できるとして、保護者の負担増は避けられません。負担が多い施設には申し込みない世帯、断られる世帯、退所させられる世帯も出てしまう懸念があります。所得により入所できる施設に格差が生じます。

### 保育予算が営利企業の利益に回る

認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）と幼稚園以外の施設・事業には、営利企業が自由に参入できます。施設への運営費でなく、保護者の利用料（財源は消費税）を受け取ることになるので、利益を他の事業に転用や株主への配当が可能になります。消費税を財源とする保育予算が企業の利益に回る仕組みをつくるものです。

### 託児に後退する保育、入学準備に変質する幼児教育

保護者の就労を保障するものが「保育」、3歳以上児の小学校の準備が「教育」に位置付けられます。保育は認定時間に依るものになるため、3歳未満児では、午後のみ、週に3日のみなど、子ども同士のかかわりや行事など教育的な要素は考慮されず託児に後退します。教育目標も小学校に適応させることに矮小化されることが危惧されます。

**学童保育の拡充は？**  
学童保育は、「地域子ども・子育て支援事業」の一つのメニューとして位置付けられました。これまでの児童福祉法第6条（事業）のままで、児童福祉施設にはなっていません。

## 子ども・子育て関連法（3法）

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法
- ③ 関係法律整備法

## 25もの附帯決議がつく悪法

附帯決議とは、法案審議に携わった委員会がさらなる検討や改善を求めるものです。今回、衆議院6、参議院19の附帯決議がつけられました。これはこの法律が欠陥だらけの悪法であることを示しています。

### 主な内容

- ・ 保育所、幼稚園の両方の機能を持つ新たな「幼保連携型認定こども園」
- ・ 待機児童の解消、過疎地の保育は、家庭福祉員（保育ママ）や小規模保育施設の対応が中心
- ・ 保護者と事業者の直接契約（保育所以外）
- ・ 市町村による要保育度認定で保育の必要量を決め、それに依って利用者への給付額を決定（民間保育所以外は施設への給付から個人給付に変更）
- ・ 幼稚園、幼保連携型認定こども園以外は企業参入が可能
- ・ 公私連携型保育所……市町村との協定に基づき、市町村から必要な設備の貸し付け、譲渡を受け、市町村と連携して保育等を行う保育所。
- ・ 公私連携保育法人……公私連携型保育所の設置・運営を目的とする法人。（社会福祉法人とともに、民法法人、商法法人である株式会社を含む）市町村は連携する法人に公立保育所の施設を「無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡できる」
- ※なお、認定こども園法で定める「公私連携法人」とは別の概念

### 複雑な施設体系

### 基準はバラバラで子どもに責任が持てるの？

右図のように、乳幼児の保育・教育施設は10種類に増えました。しかも施設・事業によって基準はバラバラとなり格差が生じます。貧富の差と市町村の財政状況や地域の条件により、子どもの育ちに格差が持ち込まれます。

施設	認定こども園						直接契約							
	認可保育所	幼稚園	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	小規模保育	家庭的保育	居宅訪問型	事業所内保育				
契約	市町村													
給付	公立…自治体 私立…委託費						施設型給付				地域型保育給付			
企業参入	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○			
	（※公立は公私連携法人の参入も）													